

平成30年度 事務事業振返りシート (平成29年度 実施事業の振返り)

1. 基本情報							
事務事業コード	0103030105030101	事務事業名	生活保護適正実施推進事業	担当部	保健福祉部		
				担当課	生活福祉課		
政策名	05	たすけあい支えあうまちづくり		担当課長	堀之内 幸一		
施策名	03	地域における福祉の推進		グループ	管理グループ		
基本事業名	01	生活困窮者への支援		内線番号	2041		
予算科目目	会計	一般会計		事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度のみ <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 (開始年度 H 17 年度～) <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度(~)		
	款	03 民生費			根拠法令・条例等	生活保護法	
	項	03 生活保護費					
	目	01 生活保護給付費					
評価区分	標準評価	評価対象	1次評価	関連計画	なし		

2. 事務事業の概要・目的・指標 <Do>

(1) 事務事業の概要 (具体的なやり方、手順、詳細を記述)

生活保護の適正な運営を確保するため、各種適正化の取組を推進する。
 ・医療扶助の適正な運営を確保するため、診療報酬明細書点検を実施し、併せて後発医薬品の使用を促進するなど電子レセプトシステムを積極的に活用し、医療扶助費等の適正化及び生活保護受給者の自立支援を推進する。
 ・収入申告書徴収の徹底や関係先調査の実施等によって収入資産状況を的確に把握することにより、不正受給の防止を図る。
 ・扶養義務者に対し扶養能力調査を定期又は随時に実施すること等により、扶養義務の履行の促進を図る。
 ・面接相談業務について、専門的知識を有する者等を専任で雇用することにより、要保護者に対するきめ細やかな対応及び生活保護の適正実施を推進するなど実施体制の整備強化を図る。

① 活動指標 (事務事業の活動量)	単位	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (実績)	31年度 (見込)
ア 相談日数(面接相談員による延べ日数)	日	289	300	282	300
イ 就労相談日数(就労支援員による延べ日数)	日	283	300	287	300
ウ レセプト点検日数(委託+所員)	日	87	90	90	90

(2) 事務事業の目的

② 対象 (誰、何を対象にしているのか)	③ 対象指標 (左記②対象の大きさを表す指標)	単位	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (実績)	31年度 (見込)
ア 生活困窮者	生活保護相談件数	件	302	300	338	300
イ 生活保護受給者 (15～64才の就労可能者)	就労相談件数	件	842	1,000	840	1,000
ウ 医療扶助費	レセプト点検件数	件	39,663	40,000	40,595	40,000

④ 意図 (②対象をどうしたいのか)	⑤ 成果指標 (左記④意図の達成度を表す指標)	単位	28年度 (実績)	29年度 (目標)	30年度 (実績)	31年度 (目標)
ア 生活保護の適正な実施	生活保護新規申請件数	件	253.0	200.0	224.0	200.0
イ 生活保護受給者の就労・自立	新規就労者数	人	78	90	56	90
ウ 医療扶助の適正な実施	過誤調整額	千円	10,411	10,500	3,754	10,500

(3) 上位の基本事業

⑥ 基本事業の意図 (さらにどのような成果に結びつくのか)	⑦ 基本事業の成果指標 (左記⑥意図の達成度を表す指標)	単位	28年度 (実績)	29年度 (目標)	30年度 (実績)	31年度 (目標)
ア 経済的に自立した生活が営める	就労等により自立した保護世帯数	世帯	45	54	47	
イ						
ウ						

3. 事務事業の環境変化・市民意見等 (法改正や事業を取り巻く環境変化、市民や議会などからの意見等)

面接相談や保護の申請時においては、来訪者へ懇切丁寧に生活保護法の趣旨や制度概要を説明するとともに、他法他施策について専門的な立場からの助言を行う等適切な援助を行うことが必要であり、保護の要否を判定するにあたっては十分な調査を行うとともに、援助困難ケースについては組織的な対応をとることが重要である。また、医療扶助の実施については不適切な頻回受診や重複処方等の防止、後発医薬品の使用促進はもとより、生活習慣病の重症化予防等の健康管理支援にも取り組むことが求められる。

4. 事業費の推移

事業費	単位	28年度 (決算)	29年度 (予算)	30年度 (決算)	31年度 (予算)
国庫支出金	千円	4,478	3,846	3,846	3,799
県支出金	千円	0	0	0	0
地方債	千円	0	0	0	0
その他	千円	0	0	0	0
一般財源	千円	1,926	1,592	1,488	1,575
事業費	千円	6,404	5,438	5,334	5,374

5. 平成29年度の実績及び成果

(1) 平成29年度の実績(取組) <取組内容を数値等により具体的に記載>	(2) 平成29年度の成果 <左記の実績(取組)による成果を記載>
<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者等就労自立促進事業(国分公共職業安定所) 利用者 18人 就労者 13人 新規就労者数 56人(全体) レセプト点検(委託)件数 38,101件 後発医薬品使用率(数量) 83.9%(平成29年8月～10月) 資産調査件数(新規申請を除く) 2,817件 扶養義務者調査(新規申請を除く) 152件 	相談専門員2名を配置したことで、生活保護相談者への丁寧な対応が可能となり、ケースワーカーの負担を軽減することができ、適正な保護の実施にも繋がった。また、就労支援員2名の配置により、国分公共職業安定所との連携による生活保護者等就労自立促進事業を利用するなどの就労支援を行うことで、収入増や自立に繋がり保護費の軽減ができた。診療報酬明細書点検業務委託により、レセプトの内容点検や縦覧点検を行い、医療費の適正が図られた。継続受給中の被保護者に対する資産調査と扶養義務者への扶養の可能性照会により、保護費から減額することができた。

事務事業コード	0103030105030101	事務事業名	生活保護適正実施推進事業	担当部	保健福祉部
				担当課	生活福祉課

6. 振り返り <SEE(Check)>		理由
A 目的妥当性	① この事務事業の目的は、基本事業の意図に結びついていますか？ <input checked="" type="checkbox"/> 結びついている <input type="checkbox"/> 間接的に結びついている <input type="checkbox"/> 結びついていない	面接相談員の配置により、専門的な立場から支援や助言ができ、保護受給の必要な人に適切な保護の実施ができることで、基本事業の意図に結びついている。
	② ・この事業をなぜ市が行わなければならないのですか？ ・税金を投入して達成する目的ですか？ <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 見直す必要がある	生活保護適正実施推進事業実施要領により実施主体は市区町村となっており、生活保護の適正な運営を確保するための、各種適性化の取組を推進することを目的としているため妥当である。
B 有効性	③ 成果が向上する余地(可能性)はありませんか？ <input type="checkbox"/> 向上する余地はかなりある <input checked="" type="checkbox"/> 向上する余地はある程度ある <input type="checkbox"/> 向上する余地はほとんどない	他の補助事業に取組むことで、さらなる保護費の抑制が期待できる。
	④ 廃止・休止の影響はありませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 影響がある <input type="checkbox"/> 影響がほとんどない	生活保護の適正な運営が困難となる。
	⑤ 類似の目的(対象・意図)又は形態(イベントや啓発等)を持つ他の事務事業はありませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 類似の事業はない <input type="checkbox"/> 類似の事業はあるが、統合又は連携できない <input type="checkbox"/> 類似の事業があり、統合又は連携できる	類似事業がある場合の事務事業名等
C 効率性	⑥ ・事務事業の手段(やり方)を工夫することで、事業費を削減できませんか？ ・補助金など、交付先に働きかけて、市の負担を削減できませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 削減できない <input type="checkbox"/> 削減できる	最低限の経費で行っており、削減余地はない。 補助金は、生活困窮者自律支援法で補助率等が定められているため削減できない。
	⑦ ・事務事業の手段(やり方)を工夫することで、人件費(延べ業務時間)を削減できませんか？ ・職員以外の対応や委託により人件費を削減できませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 削減できない <input type="checkbox"/> 削減できる	生活保護現業員数が社会福祉法に定める人員を下回っている現状では削減の余地はない。
D 公平性	⑧ 事務事業の内容が一部の受益者に偏っていませんか？ また、受益者負担の公平性が確保されていますか？ <input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である <input type="checkbox"/> 見直す必要がある	生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱および生活保護適正実施推進事業実施要領に基づき実施しており適正である。

7. 1次評価結果 <PLAN(Action - Plan)> (組織決定)		【参考】前年度の改革改善の方向性 継続・やり方改善					
(1)平成31年度の事務事業の改革改善の方向性	継続	やり方改善	事業拡充	連携	統合	休止	廃止
	○	○					
(2)平成30年度の改革改善の内容(取り組むべき課題)	○医療扶助の適正な運営を確保するため、電子レセプト管理システムを活用し、頻回受診や重複受診の防止に努め、医療扶助の適正化を図る。(頻回受診者や重複受診者をリストアップし、ケースワーカーから適正な受診となるよう指導・助言を行う。)						
(3)平成31年度の方向性(具体的な取組)	<<医療扶助の適正化>> ○生活習慣病の医療機関未受診者の支援と頻回受診者の適正受診指導の強化 生活習慣病の未受診者や受診中断者については確実に受診に繋げ、頻回受診の恐れのある者に対しては、医師による病状の聴取や治療方針の説明などを生活保護受給者とともに受け、医師と連携しながら頻回受診対策を行い、医療扶助の適正化を図る。						

8. 2次評価結果 (担当部長評価)		評価者	部局				
(1)事務事業の改革改善方向性	継続	やり方改善	事業拡充	連携	統合	休止	廃止
(2)総評							

1. 基本情報								
事務事業コード	0103010105030102	事務事業名	生活困窮者自立支援事業			担当部	保健福祉部	
						担当課	生活福祉課	
政策名	05	たすけあい支えあうまちづくり			担当課長	堀之内 幸一		
施策名	03	地域における福祉の推進			グループ	管理グループ		
基本事業名	01	生活困窮者への支援			内線番号	2041		
予算科目	会計	一般会計			事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度のみ <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 (開始年度 H 27 年度～) <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度 (~)		
	款	03 民生費				根拠法令・条例等 生活困窮者自立支援法		
	項	01 社会福祉費						
	目	01 社会福祉総務費						
評価区分	標準評価	評価対象	2次評価		関連計画	特になし		

2. 事務事業の概要・目的・指標 <Do>

(1) 事務事業の概要 (具体的なやり方、手順、詳細を記述)

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者(以下「生活困窮者」という。)に対し、生活保護に至る前の段階での自立支援策の強化を図るため、相談事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる。

- ・相談窓口、主任相談支援員、相談支援員、就労支援員を配置する。
- ・生活困窮者の相談に応じ、アセスメントを実施して個人の状態にあったプランを作成し、必要なサービスの提供につなげる。
- ・関係機関への同行訪問や就労支援員による就労支援などを行う。
- ・関係機関とのネットワークづくりと地域に不足する社会資源の開発等に取り組む。
- ・離職により住居を失った又はそのおそれが高い生活困窮者であって、収入等が一定水準以下の者に対して、有期で家賃相当額を支給する。
- ・生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援や居場所づくり、養育に関する保護者への助言を行う。

① 活動指標 (事務事業の活動量)	単位	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (実績)	30年度 (見込)	31年度 (見込)
ア 相談件数	件	113	150	67	160	100
イ 支援(面談)回数	件	867	500	890	600	800
ウ						

(2) 事務事業の目的

② 対象 (誰、何を対象にしているのか)	③ 対象指標 (左記②対象の大きさを表す指標)	単位	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (実績)	30年度 (見込)	31年度 (見込)
ア 生活困窮者	要支援者数	人	79	90	43	100	90
イ							
ウ							

④ 意図 (②対象をどうしたいのか)	⑤ 成果指標 (左記④意図の達成度を表す指標)	単位	28年度 (実績)	29年度 (目標)	30年度 (実績)	30年度 (目標)	31年度 (目標)
ア 経済的に自立した生活を営む	就労、増収者数	人	18.0	30.0	16.0	40.0	30.0
イ 他の制度や専門機関へ繋ぐ	繋いだ人数	人	62	80	27	90	80
ウ							

(3) 上位の基本事業

⑥ 基本事業の意図 (さらにどのような成果に結びつくのか)	⑦ 基本事業の成果指標 (左記⑥意図の達成度を表す指標)	単位	28年度 (実績)	29年度 (目標)	30年度 (実績)	30年度 (目標)	31年度 (目標)
ア 生活保護を適正に実施する	保護率	%	14	15	14.5		
イ 経済的に自立した生活を営む	生活保護から就労等により自立した世帯数	世帯	45	54	47		
ウ							

3. 事務事業の環境変化・市民意見等 (法改正や事業を取り巻く環境変化、市民や議会などからの意見等)

本制度は、我が国の経済社会の構造的変化を踏まえ、生活保護に至る前の段階での自立支援策の強化を図るため生活困窮者に対して包括的な支援を行うものであり、生活困窮者の自立と尊厳の確保及び生活困窮者支援を通じた地域づくりを制度の目標に置いている。生活困窮者支援の具体的な特徴は、包括的な支援、個別的な支援、早期的な支援、継続的な支援、分権的・創造的な支援であり、こうした本制度の理念を十分理解した上で体制整備を行うことが必要である。

4. 事業費の推移		単位	28年度 (決算)	29年度 (予算)	29年度 (決算)	30年度 (予算)	31年度 (計画)
事業費	国庫支出金	千円	7,387	7,283	6,629	6,835	7,290
	県支出金	千円	0	0	0	0	0
	地方債	千円	0	0	0	0	0
	その他	千円	0	0	0	0	0
	一般財源	千円	1,428	2,736	2,193	2,630	2,431
事業費		千円	8,815	10,019	8,822	9,465	9,721
投入量							

5. 平成29年度の実績及び成果

(1) 平成29年度の実績 (取組) <取組内容を数値等により具体的に記載>	(2) 平成29年度の成果 <左記の実績(取組)による成果を記載>
<ul style="list-style-type: none"> ・新規相談者数 67件 ・支援プラン作成者 5件 ・就労支援件数 16件 ・住居確保給付金の支給 3件 ・子どもの学習支援参加者 9人 	主任相談員1名(職員)、相談支援員1名(嘱託)、就労支援員1名(嘱託)を配置し事業を行った。相談者数は減少傾向にあるが、個々の面談回数は増加している。一部、本来の支援ではなく、話し相手のような精神的な面の支援となり支援員の負担となっているケースもあるが、家計や就労に関するアドバイス、住居確保給付金支給等の支援、必要に応じて他制度や他専門機関につなぐなどの支援ができた。子どもの学習支援事業では、申込者14人、体験者1人、うち国分会場6人、隼人会場3人の計9人が参加した。学力の向上、学習の習慣付け、居場所づくりなどの支援ができた。

事務事業コード	0103010105030102	事務事業名	生活困窮者自立支援事業	担当部	保健福祉部
				担当課	生活福祉課

6. 振り返り <SEE(Check)>		理由
A 目的妥当性	① この事務事業の目的は、基本事業の意図に結びついていますか？ <input checked="" type="checkbox"/> 結びついている <input type="checkbox"/> 間接的に結びついている <input type="checkbox"/> 結びついていない	生活困窮状態の市民からの相談を受け、助言・指導を行い、状況に応じ、適切な支援を行い、自立の促進を図ることが目的であるが、最低限度の生活が維持できない場合には、必要に応じ生活保護の実施となることから基本事業の意図に結びついている。
	② ・この事業をなぜ市が行わなければならないのですか？ ・税金を投入して達成する目的ですか？ <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 見直す必要がある	生活困窮者自立支援法に基づき市が行う責務を有することから、本事務事業を実施することは妥当である。
	③ 成果が向上する余地(可能性)はありませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 向上する余地はかなりある <input type="checkbox"/> 向上する余地はある程度ある <input type="checkbox"/> 向上する余地はほとんどない	法に定める任意事業へ取り組むことで支援の幅が広がり、就労自立に向けた支援計画の実効性が高まる。
B 有効性	④ 廃止・休止の影響はありませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 影響がある <input type="checkbox"/> 影響がほとんどない	生活困窮者自立支援法に基づき実施しなければならない事業であるため廃止できない。
	⑤ 類似の目的(対象・意図)又は形態(イベントや啓発等)を持つ他の事務事業はありませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 類似の事業はない <input type="checkbox"/> 類似の事業はあるが、統合又は連携できない <input type="checkbox"/> 類似の事業があり、統合又は連携できる	類似事業がある場合の事務事業名等
	⑥ ・事務事業の手段(やり方)を工夫することで、事業費を削減できませんか？ ・補助金など、交付先に働きかけて、市の負担を削減できませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 削減できない <input type="checkbox"/> 削減できる	本事業に要する経費は必要最小限で構成されており、住居確保給付金についても申請数で変動するため削減の余地はない。
C 効率性	⑦ ・事務事業の手段(やり方)を工夫することで、人件費(延べ業務時間)を削減できませんか？ ・職員以外の対応や委託により人件費を削減できませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 削減できない <input type="checkbox"/> 削減できる	本事業に携わる人員は必要最小限に留めており、これ以上の削減や効率化を図ることはできない。
	⑧ 事務事業の内容が一部の受益者に偏っていませんか？ また、受益者負担の公平性が確保されていますか？ <input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である <input type="checkbox"/> 見直す必要がある	対象者は生活困窮者自立支援法で定めてあり、公平性は確保されている。

7. 1次評価結果 <PLAN(Action - Plan)> (組織決定)		【参考】前年度の改革改善の方向性 継続・やり方改善					
(1)平成31年度の事務事業の改革改善の方向性	継続	やり方改善	事業拡充	連携	統合	休止	廃止
	○	○					
(2)平成30年度の改革改善の内容(取り組むべき課題)	<ul style="list-style-type: none"> ◆三事業の一体的実施に向けた具体策の検討(直営・委託) ・自立相談支援事業(必須事業) ・家計改善支援事業(家計表やキャッシュフロー表を用いた月単位、年単位の見直し⇒自ら家計管理できる力を育てる) ・就労準備支援事業(にコミュニケーション能力の習得、生活習慣の改善等を就労体験などの様々なメニューで実施) ◆子ども学習支援事業の拡充の検討 ・大学生を含めたボランティアの活用や実施方法について。対象年齢、学習コーディネーター(専門員)の配置。 						
(3)平成31年度の方向性(具体的な取組)	<ul style="list-style-type: none"> [家計改善支援事業] ・支援員の増員か業務委託。 [就労準備支援事業] ・被保護者就労準備準備支援事業との一体実施での業務委託。 [学習支援事業] ・学習コーディネーターを中心とした事業の実施。 						

8. 2次評価結果 (担当部長評価)		評価者	部局				
(1)事務事業の改革改善方向性	継続	やり方改善	事業拡充	連携	統合	休止	廃止
(2)総評							

